

後見制度 支援預金

ご本人の財産の適切な
管理・利用のための
後見制度支援預金のご案内



千葉信用金庫

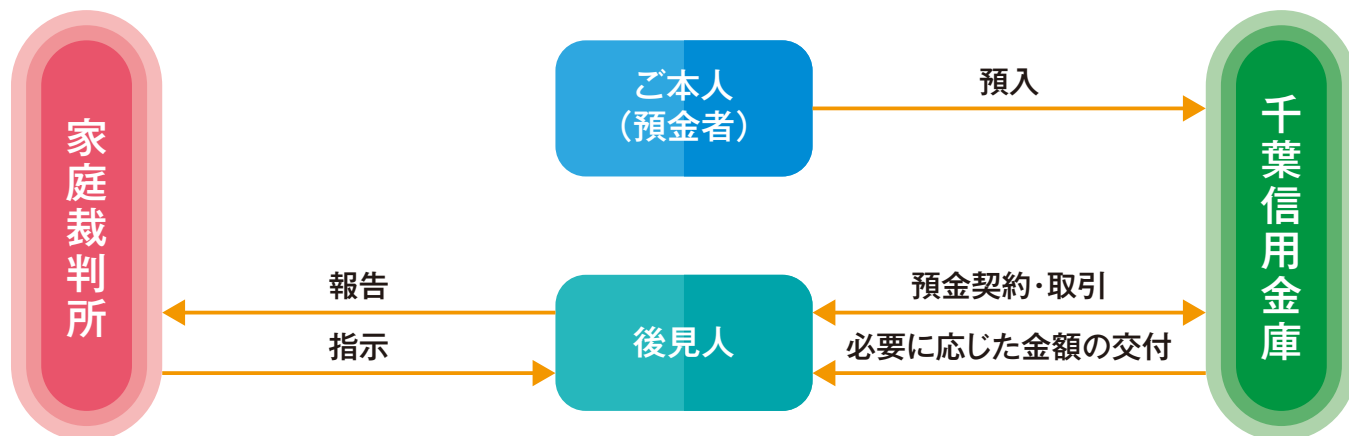
<http://www.shinkin.co.jp/chibaskb/>

令和元年10月現在

後見制度支援預金とは

後見人が、裁判所の指示書によって利用できる普通預金です。

被後見人の預金のうち、日常的な支払いをするのに必要な金銭は後見人自身が管理し、残りの通常使用しない金銭は後見制度支援預金として、家庭裁判所の指示書に基づき別口座で管理します。



後見制度支援預金のメリット

- 手間やコストをかけず、当金庫でのお取引をそのまま継続することができます。
- 家庭裁判所が関与することで、「公平性」「透明性」の高い財産管理が可能となります。
- 後見人の財産管理における負担軽減が図れます。

後見制度支援預金の特徴

- すべての取引(入出金・解約等^{※1})に家庭裁判所の指示が必要となります。
- 後見制度支援預金は普通預金^{※2}であり、金額はいくらからでもお預け入れいただけ、預入期間の定めもありません。また、無利息型もお選びいただけます。
- 口座管理手数料はかかりません。
- 金利は、普通預金の店頭表示金利を適用いたします。なお、無利息型にはお利息は付きません。
- キャッシュカードは発行いたしません。

※1 後見人が管理している他の口座への定期的な自動送金も可能です。

※2 被後見人名義の他の預金と合算して1,000万円までの元金とその利息が預金保険制度の保護の対象となります。
なお、無利息型は全額保護されます。

後見制度支援預金 手続きの流れ

後見開始又は未成年後見人選任の申立て

後見人等が後見制度支援預金利用の申し出…①

家庭裁判所による後見制度支援預金の利用について適否の検討

後見制度支援預金に適していると判断された場合

預入する金額、定期送金の金額などを設定し、家庭裁判所に後見制度支援預金を利用する旨の報告書を提出します。

指示書の発行…②

家庭裁判所が報告書の内容を確認し、後見制度支援預金の利用に適していると判断した場合は、後見人に「指示書」が発行されます。

後見制度支援預金の作成…③

「指示書」を持参して千葉信用金庫の本支店窓口にて新規口座を作成します。

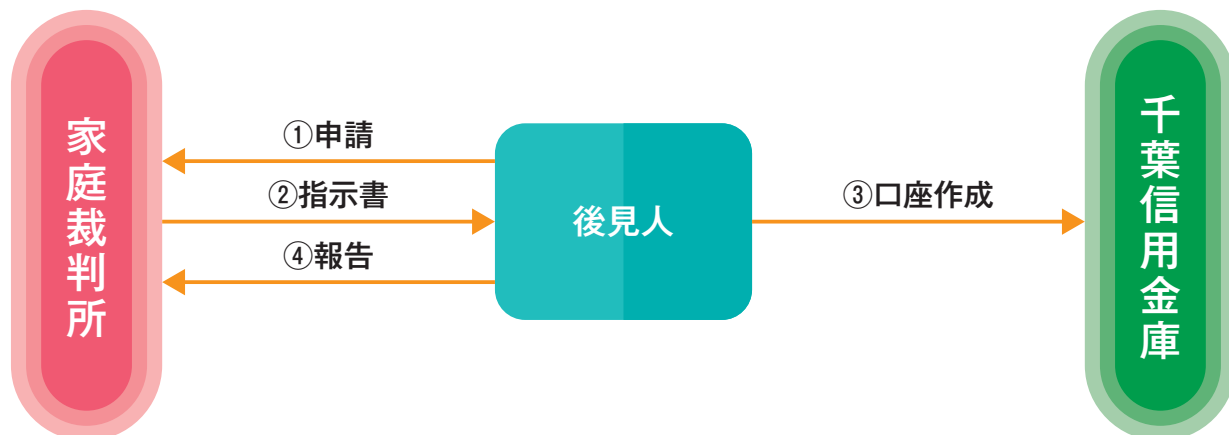
※後見人が口座を開設できます。(裁判所の判断により専門職後見人が選任される場合があります。)

●口座開設時に必要なもの

- 指示書
- 後見人の身分証明書
- 実印
- 印鑑証明書(原本)
- 登記事項証明書(原本)
- 口座開設申込書(本支店にて記入)
- 預入金(振込される場合は不要)

口座作成の報告…④

後見人が家庭裁判所に、通帳の写しを添えて作成したことを報告してください。



よくあるご質問

Q 後見制度支援預金を利用した場合、後見人の日常的な財産管理はどうなりますか？

A 後見人は、後見制度支援預金とは別に、通常の預金口座で年金の受取や施設入所等のサービス利用料の支払といった日常的に必要な金銭を管理します。ご本人の収入よりも支出の方が多くなることが見込まれる場合には、「指示書」に基づき、必要とされた金額を後見制度支援預金口座から後見人が管理する通常の普通預金口座へ、定期的に（毎月）、定額が自動振替されるようにすることができます。

Q 後見制度支援預金への預入後、本人に多額の支出が必要になって、後見人が手元で管理している金銭だけでは足りない場合はどうすればよいですか？

A 家庭裁判所に必要な金額とその理由を記載した報告書（書式は家庭裁判所にあります。）を裏付け資料とともに提出してください。家庭裁判所が、報告書の内容に問題がないと判断した場合には「指示書」が発行されますので、それを後見制度支援預金を利用している信用金庫に提出し、必要な金銭を信用金庫から払い戻してください。また、ご本人の収支状況の変更により、後見制度支援預金から後見人の管理口座へ定期的に定額自動送金される金額を変更したい場合や事情により後見制度支援預金を解約する必要性が生じた場合についても、家庭裁判所に報告書（書式は家庭裁判所にあります。）を裏付け資料とともに提出してください。

Q 後見制度支援預金は成年後見制度の「後見」「保佐」「補助」の全類型で利用できますか？

A 現在は「後見」の類型のみの取扱いとなります。



Q

後見制度支援預金への預入後、本人に臨時収入があったり、黒字分が貯まったりして、後見人が管理する金銭が多額になった場合はどうすればよいですか？

A

通常使用しない金銭については、家庭裁判所に後見制度支援預金への追加で預入するための報告書(書式は家庭裁判所にあります。)を裏付け資料とともに提出してください。

家庭裁判所が、報告書の内容に問題がないと判断した場合には、「指示書」が発行されますので、それを後見制度支援預金を利用している信用金庫に提出し預入してください。

なお、黒字分が貯まって後見人が管理する金銭が多額になった場合、家庭裁判所から預入を求められることがあります。

Q

後見制度支援預金を利用する場合の家庭裁判所の後見監督はどうなりますか？

A

後見制度支援預金を利用する場合も、家庭裁判所の後見監督は行われます。

家庭裁判所からいつ報告を求められても対応できるように、収支を帳簿につけたり、領収書を保管したりするとともに、ご本人の心身の状態や生活の状況を定期的に記録するようにしておいてください。

Q

同じような制度の後見制度支援信託とはどこが違うのでしょうか？

A

1. 後見制度支援信託では最低預入額が1,000万円以上のところが多く、数百万円の預金の保全是図れません。
後見制度支援預金は最低預入額の制限がありませんので、どなたでも利用し易くなっています。

2. 後見制度支援信託では信託報酬などの手数料が発生します。
後見制度支援預金は信託報酬等の手数料はなく、口座開設するにあたっての手数料も発生しません。



千葉市

本店	〒260-0013 千葉市中央区中央2-4-1	☎043-225-1118(代)
寒川支店	〒260-0832 千葉市中央区寒川町1-62	☎043-227-4401(代)
白旗支店	〒260-0841 千葉市中央区白旗3-11-13	☎043-264-7373(代)
千葉駅北口支店	〒260-0045 千葉市中央区弁天1-15-3	☎043-206-3611(代)
都町支店	〒260-0001 千葉市中央区都町1-18-10	☎043-233-0001(代)
幕張支店	〒262-0032 千葉市花見川区幕張町5-478-2	☎043-273-7161(代)
花園支店	〒262-0025 千葉市花見川区花園5-3-7	☎043-273-2021(代)
千種支店	〒262-0012 千葉市花見川区千種町107-3	☎043-257-5501(代)
稲毛支店	〒263-0031 千葉市稲毛区稲毛東3-16-9	☎043-243-9101(代)
作草部支店	〒263-0015 千葉市稲毛区作草部1-12-3	☎043-253-1511(代)
園生支店	〒263-0051 千葉市稲毛区園生町174-5	☎043-255-1411(代)
園生草野支店	〒263-0051 千葉市稲毛区園生町406-66	☎043-287-0711(代)
桜木支店	〒264-0028 千葉市若葉区桜木4-16-1	☎043-232-2591(代)
都賀支店	〒264-0026 千葉市若葉区西都賀1-14-5	☎043-251-1105(代)
誉田支店	〒266-0005 千葉市緑区誉田町3-28-2	☎043-291-2221(代)

船橋市

三山支店	〒274-0072 船橋市三山8-33-1	☎047-476-0711(代)
------	-----------------------	------------------

木更津市

中央支店	〒292-0067 木更津市中央1-4-6	☎0438-25-2121(代)
木更津支店	〒292-0805 木更津市大和2-3-1	☎0438-25-5611(代)
清見台支店	〒292-0042 木更津市清見台南1-1-1	☎0438-98-4711(代)
岩根支店	〒292-0016 木更津市高砂2-4-34	☎0438-41-5111(代)

成田市

成田支店	〒286-0032 成田市上町549	☎0476-22-2521(代)
三里塚支店	〒286-0111 成田市三里塚53	☎0476-35-2011(代)
赤坂支店	〒286-0017 成田市赤坂2-1-16	☎0476-26-3211(代)

佐倉市

佐倉支店	〒285-0817 佐倉市大崎台1-1-4	☎043-484-2021(代)
志津支店	〒285-0846 佐倉市上志津1825	☎043-487-7281(代)

東金市

東金支店	〒283-0802 東金市東金1050	☎0475-52-4131(代)
------	---------------------	------------------

習志野市

津田沼支店	〒275-0016 習志野市津田沼5-14-2	☎047-453-4171(代)
-------	-------------------------	------------------

市原市

五井支店	〒290-0081 市原市五井中央西1-21-18	☎0436-22-1196(代)
牛久支店	〒290-0225 市原市牛久897-7	☎0436-92-1251(代)
八幡支店	〒290-0062 市原市八幡1073	☎0436-41-1351(代)
姉崎支店	〒299-0111 市原市姉崎660-1	☎0436-61-5111(代)
国分寺台支店	〒290-0073 市原市国分寺台中央7-1-7	☎0436-21-2151(代)
青柳支店	〒299-0102 市原市青柳1706-1	☎0436-21-6111(代)

八千代市

大和田支店	〒276-0045 八千代市大和田287	☎047-484-1081(代)
-------	----------------------	------------------

我孫子市

我孫子支店	〒270-1152 我孫子市寿2-3-5	☎04-7182-1301(代)
-------	----------------------	------------------

君津市

久留里支店	〒292-0421 君津市久留里市場173	☎0439-27-2221(代)
君津支店	〒299-1151 君津市中野4-1-10	☎0439-52-2266(代)
君津東支店	〒299-1162 君津市南子安4-21-10	☎0439-52-3911(代)

富津市

大佐和支店	〒293-0043 富津市岩瀬831-2	☎0439-65-1341(代)
富津支店	〒293-0001 富津市大堀2-2-1	☎0439-87-0811(代)

四街道市

四街道支店	〒284-0009 四街道市中央1-7	☎043-422-2331(代)
-------	---------------------	------------------

袖ヶ浦市

袖ヶ浦支店	〒299-0263 袖ヶ浦市奈良輪1-6-1	☎0438-62-2411(代)
平川支店	〒299-0236 袖ヶ浦市横田425	☎0438-75-6111(代)
長浦支店	〒299-0246 袖ヶ浦市長浦駅前1-4-1	☎0438-62-3411(代)

八街市

八街中央支店	〒289-1116 八街市中央9-11	☎043-443-2021(代)
--------	---------------------	------------------

印西市

印西支店	〒270-1327 印西市大森3809	☎0476-42-2611(代)
------	---------------------	------------------

白井市

白井支店	〒270-1426 白井市笹塚2-1-3	☎047-492-0301(代)
------	----------------------	------------------

富里市

富里支店	〒286-0221 富里市七栄320	☎0476-93-1225(代)
------	--------------------	------------------

山武郡

芝山支店	〒289-1624 山武郡芝山町小池1127-1	☎0479-77-1415(代)
------	--------------------------	------------------

詳しくは、千葉信用金庫本支店窓口にお問い合わせください。